

宮城県行政評価委員会 政策評価部会
第2分科会（令和元年度第3回）議事録

日時 令和元年6月10日（月）午後2時50分から

場所 県庁9階 第1会議室

1 開会

2 審議

(1) 宮城の将来ビジョンの体系の政策8関連の評価の質疑

①施策評価の質疑

政策8「生涯現役で安心して暮らせる社会の構築」

施策20「生涯を豊かに暮らすための健康づくり」

施策21「高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり」

②政策評価の質疑

政策8「生涯現役で安心して暮らせる社会の構築」

(2) 宮城の将来ビジョンの体系の政策6関連の評価の質疑

①施策評価の質疑

政策6「子どもを生き育てやすい環境づくり」

施策13「次代を担う子どもを安心して生き育てることができる環境づくり」

施策14「家庭・地域・学校の協働による子どもの健全な育成」

3 閉会

出席委員 佐々木委員（分科会長）、梨本委員

審議

宮城の将来ビジョンの体系

政策8「生涯現役で安心して暮らせる社会の構築」

施策20「生涯を豊かに暮らすための健康づくり」

(佐々木分科会長)

事前に質問させていただいたことに対して丁寧な御回答、ありがとうございます。

それでは、早速審議に入ります。

まず、宮城の将来ビジョン政策8「生涯現役で安心して暮らせる社会の構築」、施策20「生涯を豊かに暮らすための健康づくり」についての質疑を行いたいと思います。

では、梨本委員からお願いいたします。

(梨本委員)

事前に対面審議の希望が出ていなくて、このような形になって申しわけないんですけども、先ほど書面で回答いただいたものに基づいて意見交換をしたところ、やはり直接伺ったほうがいいかなということで、こういう形にさせていただきました。

それで、事前の要質疑事項のほうで言うと、幾つか質問が出ているんですけども、やはりメタボリックシンドロームの該当者・予備群ということで、かなり他県と比べても深刻な状態が出ていると。この施策20については、最初に定められた目標指標の達成度はB、B、A、Aで順調だということですので、施策の評価としても全体で概ね順調ということは理解できるんですけども、ただ、今申し上げたようなメタボリックシンドロームの問題があるということは、やはり近い将来に生じるかもしれないような問題に対して、何か早目に手を打って大きな問題にならないような取り組みをする必要があるというところでは、ずっと同じような状況が続いている中で、もう少し何かできることがあるのではないかと考えました。

私の質問2のほうでも、事業についてはそれぞれ成果があったということですけども、やはり、今申し上げたようなことを考えたときに、もう少し進めていく必要があるのかなと。具体的に健康づくりに関する県民への意識づけ、体制整備などができたということは理解できたんですけども、それがそれぞれの県民の健康状況につながるには、もう少し時間がかかると思います。これはこの1年間の取り組みとしては、まずは推進体制の強化、連携体制、環境整備の推進ができたというようなことは、1年間としてはそれなりに成果が上がったということは理解できるんですけども、ただ、でもこういう問題があるんだったら、例えば体制整備をもう少し早くできなかったのか。そして、これから何年くらいで、どういう見通しで実際に県民の健康状態が改善されるのかという見通しですね、そのあたりを1年間ではなく、これまでの数年間、あるいはこれからの数年間の長いスパンの中でどういう見通しでこの取り組

みを進めようとしているのか、そのところをご説明いただければと思います。

(健康推進課)

今お尋ねのありました健康政策として、これまでの数年間、これからの数年間ということですが、これまでの数年間ということであれば、体制整備として、こちらに1年間と書いてあるのですけれども、スマートみやぎ健民会議につきましては、今、委員のおっしゃられたような深刻な状況を受けまして平成28年2月に設立したところがございます。設立当初は会員団体も70ぐらいということでまだ少なかったのですけれども、こちらにあるように今は300を超える団体が登録しているということで、体制整備が進んできていると考えております。

これからも会員数を増やすとともに、健康に対する意識づけを、会員を通して広めていきたいと思っております。

(梨本委員)

ありがとうございます。会員団体数が増えたということですが、団体数は増えている中で、ただメタボリックシンドロームの該当者・予備群の割合自体は改善されていないということですが、例えば1つの団体がスマートみやぎ健民会議のほうに加入するようになったと。そこで団体のメンバーに対しては、健康にいい動き方だったり生活のあり方や何かについて、ですから県民全体ということではまだ成果が出ていないけれども、団体のメンバーについては非常に状態がよくなっているとか、そういったことは把握はされているのでしょうか。あるいはそれがどの程度これから広がっていけば県全体の数値としても改善されるという、そのあたりの見通しをお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

(健康推進課)

見通しということでは非常に難しいところがございますけれども、やはり会員団体だけでなく、広く県民に意識が広まるというのにはある程度時間がかかり、その上でメタボの解消ということについて、数値的なものとしてあらわれてくるのにはまだ少し時間がかかると思っており、その解消に向けてみやぎ21健康プランなどでも24%でしたか、一応目標を掲げているところがございますので、それに向かってなお一層、施策の浸透と県民の意識向上を図っていくような事業を展開していきたいと思っております。

具体的にはどの辺までという目標、数値としては難しいかと思いますが、みやぎ21健康プランのほうですと、平成34年度までにメタボの該当者・予備群の割合を23%まで低下させるということで設定しております、それに向けて努力していきたいと思っております。

(梨本委員)

ありがとうございました。取り組みとしては伺ったような感じがしますが、私もこの分野、素人なので特によくわからないということがありますが、例えば教育なんかの

問題でも、何か取り組みを一生懸命やったからすぐ学力の点数が伸びるとか、そんな単純なものではなくて、健康状況も、やっぱりこれだけ多くの県民の一人一人の健康状態が、何かやったらすぐに変わるというようなことじゃないのは承知しております。ただ、県の政策として見たときに、どういう見通しを持って進めていくのかなということを、役所の方々が一生懸命取り組んでいるのは取り組んでいるとして、それを県民から見たときにもう少し見えやすいようにしていただけないのかなと思って、今のことを伺っています。

ちょっとこだわるようですねけれども、この点についてやはり他県と比べるとどうか、全国で下から3番目以内の状況が8年連続で続いておりと記載があるわけですねけれども、これは行政の取り組み自体が他県と比べて頑張っている、大体同じぐらい、あるいはそこもちょっと課題なのか。あるいは取り組みはしっかりやっているんだけれども、やっぱりもう県民の生活実態がより他県に比べると深刻なので、行政の今までの取り組むだけではやはり効果が発揮されていないのか。どこにどんな課題があるのかということを少し書き込んでいただけるとありがたいなと思っておりますので、簡単なことではないと承知はしてはいるながらも、素人にもわかるような説明をお願いしておきたいと思っております。

(佐々木分科会長)

ちなみに、全国で数字を上げた都道府県など、好事例がありましたら教えていただけますか。事前に質問していないことで申しわけありません。

今、把握していらっしゃらないなら、それで結構です。

(健康推進課)

すみません、具体的にお答えできるようなものは持ち合わせておりません。

(佐々木分科会長)

ありがとうございます。では……

(梨本委員)

ごめんなさい、ちょっと。県単位では難しくても、例えば市町村単位とかもうちょっと小さい単位で、ここは何年かの間はかなり改善されたとか、ここは変わらないとか、そういうものも、県外でもそういうめり張りはないかどうかもしご存じであれば教えていただければと思います。

(佐々木分科会長)

もし、成功事例などいい事例があったら、きっと具体的にこれからの対策が考えやすくなるのかなというところですので、そういったところにもご配慮いただければなということです。

では、施策20の質疑についてはこれで終了させていただきます。ありがとうございました。

政策8「生涯現役で安心して暮らせる社会の構築」

施策21「高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり」

(佐々木委員)

続きまして、施策21「高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり」の質疑を行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

では、梨本委員からお願いします。

(梨本委員)

事前の質問に対して書類で回答いただいて、ありがとうございました。

お答えいただいているところではあるんですけども、私のほうから大きく分けると2つの点を確認させていただきたいと思います。

まず、施策21の問2について、介護予防の問題を福祉とか医療の問題だけで考えるのではなくて、やはり教育の分野であるとか、あるいは社会参加ということをもうちょっと幅広い視点で考えていただくことで進められるのではないかと考えて、このような質問をしました。

これは非常におもしろいというか興味深いデータが挙げられていたんですけども、月1回以上の通いの場の参加率は全国平均を上回っている。ただ、週1回以上になると平均並みということになるんですけども、やっぱり日常的にいろいろな行動をしていたり、あるいは精神的な意味での生きがいみたいなものを持っていたりすると、そういうことが予防にも繋がっていくのかなということなんだと思いますので、このあたりのことを具体的に、こういうデータが県としての取り組みとどういうふうに繋がっていて、それが本当に介護予防のほうにどれだけ繋がっていくのか、そのあたり担当の方の手応えといいますか、お聞かせいただければと思います。

(長寿社会政策課)

やはり介護予防については、できるだけ多くの高齢者が社会に出て、一番いいのは社会的な責任のある仕事をしていただくとか、それから当然のことながら体を動かしていただくとか、そういったいろいろな面で我々としましてはできるだけ外に出ていただくような施策ということで、通いの場づくりというのを介護保険制度の中でも特に地域支援事業が確立されて以降、力を入れてまいりました。

その中で月1回以上出ていただく、データでは東北の県は全国平均を上回っているんですけども、週1回以上外に出ていただくというような動きの中では、東北6県の平均が実はかなり低い数値なんですけれども、1.2%になります。我々宮城県は1.7%ということで、東北平均は上回っているんですけども、実はその中で一番頑張っているという、全国的に、我々もこの評価指数に使わせていただいた目標でもあるんですが、兵庫県が何と5%というかな

り高い数値を持ってございます。今まではどちらかという、地域支え合い・推進会議というのを9団体で構成してまして、それで運営委員というのを今13名で月1回集まりをやって地域に入って活動しているんですけども、, 実際こういう場がありますよと言っても、お年寄りにいかにしてそこに行っていただくかというのを、今までその点が薄かった部分もあります。それにつきましては来年の施策に向けて我々としても今担当班を中心にやらせていただいているということで、ある程度目標となるところがあるものですから、それについてはいろいろ勉強しながらやらせていただければと思っております。

(梨本委員)

ありがとうございました。今のお答えでいいんですけども、私が専門の教育のほうの分野でも、これは施策で言うと別の施策になるんですけども、市町村でやっているいろいろな、例えば公民館の講座であったり、あるいは図書館の利用や何かも、一般的に見てみるとやっぱり高齢者が当然のことながら多いんですね。そういうところでやっていることがまさに通いの場ということになります。教育のほうで把握している数値だったり状況と、福祉のほうで把握しているものが本当にかみ合っているのか、あるいは一部だけしか捉えられていないのか。そのあたりちょっと興味があります。ですから施策の分類自体がそんなに簡単に変えられないのは難しいところではあるんですけども、領域を超えて目配りしていただけるのかなということ、これからの取り組みに向けてお願いしておきたいと思いました。それが1つと。

あともう1点は、これは議論している中で、施策21の目標指標のところ介護職員数というのが出てきていて、これは施策で言うと18の施策とも絡むので、どちらで聞こうかなということ、これをさっき確認して、21のほうでまとめて聞いたらということ、させていただいたんですが、私の質問だと、施策18のほうで質問させていただいたんですが、介護について一面的な見解が流布され、若年層の介護職の希望者が減少しているということが書かれていて、やっぱり賃金が安いとか仕事がきつんだとかということがあって、それが介護職の確保にうまく結びついていないと現状分析が書かれているようなんですけども、これについて、ここに書いてあるようなセミナーとかやるだけで、もっと若い人が入れるような意識の問題だけで簡単に解決するのかなという思いもありますし、どうしたらこの問題が解決できるのかということについて、もうちょっと踏み込んでご説明いただけるとありがたい思っていたところでした。

もう1つは、事前に協議もしていたんですけども、やっぱり事業所間の違いがあるのではないかと。かなり若年層を確保している事業所は事業所できちんとやっていて、一方でなかなか若い人たちが入ってこない、あるいは入ってもすぐにやめちゃうような事業所もあるかもしれない。ですから、全体的にというよりは、むしろ事業所の中に、そういった状況がいいところと難しいところとの違いを見きわめた上で、どのあたりにはどういう手を打っていくということをもう少しきめ細かくやって、説明のところにもそのような形でご説明いただける

といいかなと思いますので、ご説明いただければと思います。

(長寿社会政策課)

まず、介護人材の不足の3つの要因としまして、皆様ご存知だと思いますけれども、1つは、今御指摘のあったとおり、労働環境としての賃金が安い、非正規が多い、3Kというイメージの定着への対策というのがまず1つ必要になってございます。

もう1つとしましては、社会環境としまして、少子化の影響に加えまして他の産業に人材が流出しているという状況がございまして。これに対する対策が必要となります。

それから離職者も、実は介護の旧ホーム増えるパーの2級とか資格持っていたのは今県内に7万5,000人ぐらいいます。それが、この表にも出ていますとおり、実際に働いていらっしゃる方が3万1,000ほどです。半分以上は、実は要資格者なんですけれども、働いていないということで、それで離職してしまっている状況に対する対策ということ、この3つの観点から我々としてはやらせていただいております。

1つ目の3Kとか、それから賃金が安い、労働関係の対策といたしましては、まず1つは魅力向上ということで、みやぎケアフェスタとか、それから今日もお持ちしましたけれども、介護ヒーローズとかというのを、こういった冊子なんかをつくって、早い段階から中学生とか高校生等にやっていただくと。なぜかといいますと、冊子を見ていただくところなんですけれども、実際介護職に高校を卒業して出ていただいたとか、あと専門学校として出たとかという方の声を聞きますと、やっぱり中学生のときに介護の現場で職場体験して「ありがとう」と言われた。その「ありがとう」と言われたのがうれしかったとか、それから実際に専門学校から来ていろいろ体験してみた結果、どんな職場でも同じだと思いますが、身近に感じて、敷居が高くないんだということを感じ取っていただくと、しかも感謝されるという、成功体験をとっていただけるような形で必要なかなと思っております。そういったことも含めまして、今、広報活動も含めて行っております。それと入り口対策としましては今申しましたとおり、介護福祉の養成校、大学が短大含めて5、それから福祉専門学校が5ありますけれども、その方たちに学校の現場、中学校とか高校の現場に行って、介護とはこういうお仕事ですということをやっていただくというような入り口対策をしているというものであります。

もう1つは給料面ですね。給料面につきましては、国が介護保険制度の処遇改善の中で加算制度を行っております。実は今年の4月に国のほうで発表しましたけれども、やっと介護職員も月平均給与が30万円を超えたということで、前年比で1万850円ほど上がっているということで、処遇改善も国を中心にやっていただいているという実感はあるところでございます。

それから、現場からの要望が多いのは、実際職場に入ってもらっていて、離職しないように、定着率をよくしていただくように、入った職員の専門性の向上ということで各種研修をやってくれということです。我々としては例えば初任者研修の受講料を補助しまして、研修に行きますと、その職員がいないことで施設側の働き手がいなくなるということで、その代替

の職員の費用なども県で補助するようにしているところでございます。

あわせて、最近では外国人の人材確保という問題もあるものですから、それにつきましては、EPAで今宮城県に11人来ているんですけれども、それに対する学習支援とか、それから今年度は相談窓口の設置等をしていきたいと思っております。

最後の離職者の問題、つまり職場の環境の改善という意味につきましては、先ほど梨本委員からありましたとおり、事業所間の差を何とかしてくれというものを含めまして、我々としては、職場環境改善に向けて経営者を対象としたシンポジウムで、経営者の方向けに、宮城県も本当に素晴らしい施設がいっぱいあるものですから、そういった方々とか全国から講師をお呼びして、なるほどそうやればいいんだとか、そういった気づきをしていただけるような取り組みを行わせていただいていると。

すみません、雑駁ではございますが。

(梨本委員)

セミナーだとかシンポジウムを開いて、何とかもう少しいい事例を見習って努力したいなというふうに思って参加される方はいいんですけれども、多分、参加されない経営者の方もいらっしゃるんじゃないかということは、介護だけの問題ではなくて、社会的な課題に関する学習をやると、どんな場合でも本当に来てほしい方というのはなかなか来ていただけなくて、むしろ初めからもう余り問題なくて、関心の高い方だけ来ていただくということがあって、それで今おっしゃったようなことが本当に厳しい課題がある事業所の改善に本当につながるんだろうかというようなことで見ると、もうちょっと何か違う形で手を打っていかなければいけないのではないかという気もしていたところでした。今お話にあったように事業所間ですとか、地域間でも市町村のかかわり方が違うところだとか、いい事例などを広めていくなど、そのあたりもまたこれからの施策の中で工夫していただければと思います。

(長寿社会政策課)

1つだけ。梨本委員おっしゃるように、地域ごとにとこのを見ていくと、私もこの4月に来て思ったんですけれども、例えば施設間の連携といいますか、みんなで勉強していこうというので、登米市で実は自分たちで協議会をつくっていらして、全事業所が入っているわけではないんですけれども、そこに入っている方々は研修とかやりながら、こういった方向を目指そうということで、実は我々の県の保健所なんかも一緒になって、自分たちの施設の能力を高めようという動きがありますので、そういったことを我々今後とも、ほかの地域にも波及させるような形で広めていこうと思っております。また、梨本委員おっしゃるように、事業所ごとの差はどうするんだと、実効性につきましては、引き続き本当に課題として我々としても来年以降の施策に生かせるように頑張っていきたいと思っております。

(梨本委員)

ありがとうございます。簡単なことではないと思いますし、やっぱり必要とされる職員の数がどんどん増えてきているということの中で、なかなか数値目標も達成できないということかと思しますので、頑張っているのは理解できるんですけども、これからの成果が上がることに期待しております。ありがとうございました。

(佐々木分科会長)

私のほうからも介護人材の質問です。介護職員数の目標指標6のことは、この施策の中でも本当に重要な指標だと思います。私も施策18で聞いてしまったんですけども、まず、平成30年と令和元年で目標値が下がってしまっているのはどうしてですかという質問をさせていただいて、市町村の介護サービス見込み量が減っているからだという御回答をいただいたんですが、非常に違和感があります。本当にサービス量が減るのでしょうか。それに合わせて介護職員が減っていいのでしょうかというご質問、重ねてさせていただきます。

(長寿社会政策課)

こちらにつきましては本当に、目標指標のほうで見ていただきますと、平成29年までが平成26年度の数値を使っていたという形になります。平成30年、それから令和元年の数字が平成29年度の数値を使ってやらせていただいたということになります。我々もなぜ減るんだというのをいろいろ分析したんですが、平成26年当時と平成29年当時の見込み量を比べますと、実は全市町村の集計をとった結果、どうも下がっていたという要因しかなかったと。ですので、平成26年の数値がアバウトとは言いませんけれども、我々としましては最新の平成29年の数字でやった結果がこうでして、逆に平成30年度の3万4,879人と比較したのは、佐々木委員には大変申しわけなかったんですけども、分析としてはこういった言い方をせざるを得なかったという形です。

(佐々木分科会長)

はい、わかりました。

それとあわせてなんですけれども、先ほども課長さんから外国人人材の件が出ましたけれども、課題の中で、経営者が外国人を雇用することに不安があるということで、このことも質問させていただきましたけれども、どうもそれは副次的な課題のように感じていて、私どもの事業所もマッチングしたいと思って申し込みをしているんですけども、マッチングできずに雇用に結びつかない。不安以前の大きな課題があるような気がします。御回答はいただいているんですけども、もう少し補足いただいてもよろしいでしょうか。

(長寿社会政策課)

まさに外国人の介護人材の現在の状況で言いますと、宮城県内は本当にEPAで来ていただいた方で何とか現場で働いている方が、数的にも11人という形になります。結婚等で日本

国籍を取得された元外国籍の方々が約 50 から 60 人ぐらいはいるということで、母数からしますと大変小さい数字になっているのが宮城県の現状でございます。

ですので、佐々木委員がおっしゃるように、しからは、どのように県内各事業所さんの需要に対しましてやるのかということで、これにつきましてはこの回答に書かせていただきましたけれども、全国でことし介護に特化した相談窓口というのはうちのほかに 3 件ぐらいしかないということですが、その中の 1 件で、我々宮城県としても相談窓口を設置したいと思っています。

相談窓口につきましては、外国人全体では 4 月 1 日に経商部のほうで設置しているんですが、そこは一般的な質問に対して、こういう制度ですとか、こういった雇用の仕方がありますと回答するものですから、我々としましては、実際に介護の事業所の方がマッチングまでできるような相談窓口を 9 月ぐらいまでには設置させていただきたいなと思ってございます。最初の一步ではございますけれども、首都圏等でかなり動きが拡大しているものですから、そういった動きに乗って、我々としまして県内の需要に合うような取り組みをしていきたいなと思います。そういったマッチング機能まで含めたことを何とかやりたいと思って当課で仕組みづくりをしているところでございます。

(佐々木分科会長)

ありがとうございます。非常に期待感が高まります。その相談窓口は県で直営でといたしますか、どこかに委託するような形でしょうか。

(長寿社会政策課)

今まさに、直営というよりは、そういったマッチングができるようなスタッフ等を備えているところをお願いしようということで、プロポーザル方式で提案をお受けしようかなと思っていまして、それで審査基準としまして、マッチング機能のところを比重、評価基準を高めてやらせていただきたいと思いますと思ってございます。

(佐々木分科会長)

ありがとうございます。

では、以上でこの施策についての質疑は終了させていただきます。ありがとうございました。

政策 8 「生涯現役で安心して暮らせる社会の構築」

(佐々木分科会長)

それでは、宮城の将来ビジョン政策 8 「生涯現役で安心して暮らせる社会の構築」の質疑を行います。

政策の質疑として、こんなにたくさんの方にお集まりいただいて、本当に恐縮でございます。

施策の中でも質問してきたことの続きといえれば続きなんですけれども、政策の中で、例えばここでは介護人材のことをお聞きしたいんですけれども、施策 18 と 21 に介護人材の指標が使われています。多分そういったことはたくさんあるんだと思うんですけれども、それぞれの施策に書かれている内容が指標は同じですけれども、若干ニュアンスが違うとか視点の違いがあるように読み取れました。ここで危機感が伝わってこないみたいな失礼な書き方をしてしまいましたけれども、お許してください。そのあたりを政策としてどう考えますかということ。

あとは私の質問の中で、2025 年には宮城県の介護人材が日本で一番足りなくなるという、宮城県だけが7割を切ってくるということについてお尋ねしました。それは26年度の推計結果ということで御回答いただいて、今は88%の充足率で全国24位ということで御回答いただきました。

これに関してですが、この充足率というのは今現在の充足率でしょうか、それとも2025年の充足率ということで捉えてよろしいですか。私がお聞きしたかったのは、将来の見通しに立った、2025年、本当に高齢化の問題が大きくなってくるときの質問ということでお聞きしたんです。その辺のことについて御回答いただければと思います。

(長寿社会政策課)

この充足率につきまして、御回答申し上げた数値につきましては2025年の時点でのものを書かせていただきました。

(佐々木分科会長)

今現在の充足率は、おわかりになれば教えていただけますか。

(長寿社会政策課)

パーセンテージで言いますと95~96%ということで、詳しい数値につきましては、今準備していないようですので、後ほど提供させていただきたいと思います。

(佐々木分科会長)

詳しくなくても、ざっくり、どのくらい将来的に減るのかなということを知りたいだけでしたので結構です。

最初の質問ですね、施策にまたがる指標についての考え方、施策としてどうお考えになるか、お願いいたします。

(保健福祉総務課)

先ほど委員の方から最初に、施策による表現とかニュアンスがあるのは危機感の差がというお話があったんですけれども、シートを策定する際に、政策を所管するこちらの保健福祉総

務課のほうである程度取りまとめはするんですけども、表現の違いとかニュアンスとか、そういうところまで細かく文言の調整ができませんでしたので、今後はそういったところは気をつけて調書のほうを作成していきたいと思います。

(佐々木分科会長)

すみません、私が申し上げたのは、文言のことではなくて方向性や視点ということでしたので、ぜひそのあたりを見ていただければありがたいなと思います。

(保健福祉総務課)

はい、そのようにしたいと思います。

(佐々木分科会長)

大勢の皆さんにお集まりいただいて申しわけないんですが、これで政策8の質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

政策6「子どもを生き育てやすい環境づくり」

施策13「次代を担う子どもを安心して生き育てることができる環境づくり」

(佐々木分科会長)

では、続きまして、宮城の将来ビジョン政策6「子どもを生き育てやすい環境づくり」の施策13「次代を担う子どもを安心して生き育てることができる環境づくり」について質疑を行います。よろしくお願いいたします。

では、梨本委員からお願いします。

(梨本委員)

書面での回答、ありがとうございました。それとあと、別紙もお配りいただいてありがとうございました。

それで、別紙の内容に目を通していたときに、恥ずかしながら初心者のな質問で申しわけないんですけども、ちょっと考え方がよくわからないので、初歩的な説明をお願いしたいです。宮城の場合、人口1,000人に対する出生率が全国で23位と。これはまあまあということになるんですけども、全国の平均レベルであると。それに対して、合計特殊出生率に換算すると、今度は一転して順位が44位とかなり低い状態になるということになりまして、どういう処理をして、そしてこの2つの数値がどういう関連なのかという非常に初歩的な質問で申しわけないんですけども、そのあたりのことをご説明いただければと思います。

あと、ほかの項目なども見ますと、例えば婚姻率や何かも宮城はかなり高いほうなので、割

合多くの人が結婚していると思うと、単純に考えると、結婚しているのに、子どもが生まれにくいということは、何かその後の環境の面とかいろいろなことに問題があるんじゃないかというふうに読めるんですが、そういう理解でよろしいのかどうかを含めてご説明いただければと思います。

(子育て社会推進室)

出生率につきましては、今、梨本委員がおっしゃったとおり、1,000人に対して子どもが生まれる数ですので、若い人口が多ければ多く出る可能性があります。それをあらわしているのが、東京ですと、合計特殊出生率は全国最下位ですけれども、出生率は若い人口が多いということで7位というような状況になってございます。

合計特殊出生率のほうは、15歳から49歳までの女性がその年に生んだ子どもの数でいきますので、今だと15歳未満で子どもを生む場合もございまして、49歳を超えても子どもを生むということはあるんですけれども、15歳から49歳までの女性が生んだ数ということなので、女性1人当たりになると、子どもは生まれていない状況にあるというようなことになります。

このような説明でよろしいでしょうか。

(梨本委員)

はい。そうだとしたときに、宮城の現状がどの程度深刻で、それでそれに対してどういう取り組みをすることが有効なのかというふうなことについてはいろいろな数値等で示されているわけですけれども、県として今のところ何とかもうちょっといい方向に行くには何が有効だ、あるいは何が課題だとお考えなのかというようなこともわかりやすく説明していただければと思いますが、いかがでしょうか。

(子育て社会推進室)

回答の中で、寶澤委員と、それから梨本委員の回答に書かせていただいたところなんですけれども、昨年、宮城県で実際にどうしてこんなに合計特殊出生率が低いものなのか、実際には子どももなぜなのかというところは非常に疑問に思っている。どんな対策をとればいいのかというところも本当はもう皆さんと協議をしたいくらい、どうしたらいいだろうというところがあります。

なかなか分析というものをしてございませんでしたので、昨年度、東北大学の吉田教授に、経済学部の先生でございますけれども、各市町村のスコアシートをつくっていただいたり、それから広島県と宮城県というのは以前は同じぐらいの合計特殊出生率であったんですが、広島県はどんどんよくなってきているんですが、宮城県は反対に下がってきているという現状がございまして、広島県と宮城県というのは人口でも、あと政令市を持っているという点でも、比較をする際に広島と宮城を比べることが多いんですけれども、その差を比べていただきました。その結果、子どもを例えば2人、3人と生んだ女性が働いている就職率が宮城はだんだ

ん下がってくるんですけども、広島の場合には下がらないで、子どもを2人、3人と生んでも子どもを育てながら働いている女性が多いという現状があります。そこから見えてくるのは、やはり宮城県では子どもを生むと働きにくい。意識的なものなのか、制度的なものなのかというところまでは分析をし切れていないところがありますが、なかなか子どもを育てながら働きやすい環境ではないのだろうというところがありまして、先生の最終的な評価のところでも、就業と子育ての両立が当たり前になった社会というものを目指していくべきでしょうというようなコメントをいただいております。

それで、宮城県として今何をしているかといいますと、私どもとしてできるところ、経済的な不安というのが高いというふうに言われておりますので、子どもを生むとお金がかかるとか、そういうことで28年度からでしたでしょうか、乳幼児医療の拡大、そして就学前まで県が補助するようなどころになってございますし、すみません、29年度からです。失礼いたしました。あとは、子どもを持っている家庭がお金の融通がしやすいようにということで、子育て支援ローンですとか、それからできるだけ子どもが多い社会を目指していきたいということもございまして、3人の子どもがいる家庭に小学校の入学を迎えるときに入学祝い金を、これは全国で宮城県だけでございますけれども、全県で市町村と協力をして補助をするというような制度を設けてございます。

こういう経済的な支援の部分では、県として予算の範囲内で、私どもが考えられるところはやっているのかなというふうに思ひまして、あとは機運の醸成。やはり子どもを育てながらでも働いていけるという機運を醸成していく。

あとは、男性ができるだけ女性を手伝ってくれるとか、あるいは企業が女性が働きやすい環境をつくるですとか、ワークライフバランスを高めるとか、そういうことで昨年はそういうことを市町村のトップ、首長さんたちですとか、企業の社長さんですとかそういう方々を集めてトップセミナーを開催して、吉田先生の講演と、それからダイバーシティで非常に企業としては頑張っているカゴメの執行役員の方に実例をお話ししていただいたり、そういうトップセミナーを開催してございます。

あとは、もう一つ、今年からなんですけれども、子どもを生むにはある程度年齢というものもございまして、それから子どもができなくて悩んで不妊治療をしている方々も実はたくさんいらっしゃる。若いときからワークライフを理解をして、そして自分の計画を立ててほしいということで、大学生を対象としてライフプランセミナーを今年から始めてございます。大学の授業の一環として専門のお医者さんにお話をさせていただいたり、それから子育てをしながら働いている方々の実話というか、そういうお話を聞いたりするセミナーを開催しているところです。

このように機運を醸成していきたいということで今何とか頑張っているところです。

(梨本委員)

ご説明ありがとうございました。いろいろな取り組みをされているというふうなことは改

めてわかりましたし、あと県独自の取り組みをされているというふうなことも非常に心強いなというふうに思っていたところでした。

最初に戻りますけれども、広島のほうの事例が比較の対象になるんだというところで、こういうのは県としての取り組みなのか、それとも市町村単位での取り組みもあるのかというふうなことですけれども、広島でどういう取り組みをしたことが状況改善につながったのか、そのところも学んだ上で、宮城としてもそれを取り入れていこうとされているんだということでもよろしいでしょうか。

(子育て社会推進室)

すみません、広島の取組を参考とするよりは、広島がどういう現状にあって、宮城県と何が違うのかというところを分析していただいたというところがございます。広島県の取り組みとか、広島の市町村の取り組みというものを一つ一つ検証したわけではないんですが、大きな違いとしては、待機児童が広島では非常に少ない、ゼロに近いというような状況がございますし、あとは男性の収入が安定しているというところも見られてきます。宮城県の場合には若干、全体の収入も広島県よりは低いんですけれども、男性の収入が年で少しぶれるんです。広島県は安定している。そういうところが宮城県とは違うのかなというふうに分析の中では見えてきております。

(梨本委員)

ありがとうございました。そうすると、私のほうで言うと問5になるんですけれども、やっぱり保育所等の利用待機児童数についてというところで、これはいろいろ年によってニーズが増えたりとかというふうなことの予測が難しいのは承知はしているところなんですけれども、ただ、そのところを「見通しを立てることが困難である」では広島と違いが埋まらないような感じもするので、何とかそのところをもうちょっと、ニーズがあるかどうかというところを多目に見積もって手厚く対策を立てるですとか、そのあたりがもし可能だったらしていただけるといいのかなということを意見として申し上げておきたいと思いますが、そのあたりというのは見通しは何かあるでしょうか。

(子育て社会推進室)

見通しを立てるというのが非常に難しいという回答をさせていただいてはいるんですけれども、令和2年、来年度で待機児童ゼロを目指しております。これは私どもの目標として、市町村も一緒に取り組んでございます。ここにも記載させていただいていると思いますが、昨年度1,200の枠、待機児童よりも多く保育所の整備をしているところでございます。

あとは、企業主導型保育所は、企業の中に働くお母さんたちがそこに子どもを預けて安心して働ける環境をつくるということで、企業主導型保育所、国がそれは整備するんですけれども、国の整備が対象になっていない備品ですとか外構工事とかに非常に有利な補助金を設けて、

つくりやすい環境を整えたり、5年間で5,000以上の枠はつくってございます。

加えて、市町村が保育所をつくりたいという計画があって、そしてできる限りつくれるように保育所と一緒に考えて、県の予算や国の予算を活用して、保育所整備は十分とは言い切れなから待機児童が出ているのかもしれないんですけども、私どもとしては精いっぱい整備に努めているところです。

今年度も変わらず、待機児童が多い市町村には私どもの職員が行って、こんな整備の仕方があるのではないかと一緒に考えて、それを予算化したりしていただいているところでございますので、今年度も、来年度の末にゼロになるように頑張っているというところでございます。

(梨本委員)

ありがとうございました。ぜひ出生率のほうの結果が出ることを期待しています。ありがとうございました。

(佐々木分科会長)

それでは、以上で施策13の質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

政策6「子どもを生み育てやすい環境づくり」

施策14「家庭・地域・学校の協働による子どもの健全な育成」

(佐々木分科会長)

施策14「家庭・地域・学校の協働による子どもの健全な育成」の質疑をさせていただきます。よろしくお願いたします。

梨本委員からお願いします。

(梨本委員)

事前の質問に対して御回答ありがとうございました。いろいろな取り組みされていることはわかったんですが、改めて一つ一つのことを確認してまいりたいと思います。

まず、私の問2なんですけど、朝食の欠食についてということで、各家庭にももちろん理解を求めるとことが一番大事だというのは理解しております。ただ、そういった取り組みをこれまで過去にもやってきた上で、でもなかなか改善されないというところであると。それを続けるとともに、もう少し別の方面にも踏み込んで取り組むべきではないかなというふうを考えて、そこで「各家庭に理解を求める以外に、学校や地域で取り組みを進めることなどもありうるでしょうか」と書きました。学校でも、お昼ご飯は給食で当然提供している部分はあるわけですけども、それと同じようなことを例えば朝ご飯だとかあるいは休みの日、休暇中にやるというやり方だって、簡単ではないかもしれませんが、あり得ないわけでもないでしょ

うし、あるいは地域で、これは県全体ということでもなくて、地域ごとにそういうことをやっていたりやっていないかったり、あるいはやれたりやれなかったりということだと思います。そういうものの見通し、現時点でそういう具体的なことを把握されていて、そういうあたりで何か改善の見通しがあるのかということをご存じでしたら教えていただければと思います。

(教育企画室)

御指摘ありがとうございます。

私たちも、朝食を欠食する児童の割合が何でどんどん悪化していくんだろうと、もちろん全国的にも悪化している状況ではあるんですけども、早寝とや早起きの習慣はむしろ改善されているのに、なぜか朝食を欠食する児童だけは増えてきているということで、もしかしたらこれは児童だけでなく保護者への働きかけももっとやらなければいけないかなというところはまず根本的にあります。

あと、梨本委員のお話のとおり、家庭だけじゃなくてということで、学校とか地域ということで、これまでもやってはきているんですけども、例えば授業参観であるとか家庭訪問であるとかという働きかけを学校に協力していただいてやるとか。

あとは、今年度新たに、そもそも朝食を食べない要因というのを改めて確認する必要があるんじゃないかということで、毎年6月に実施している保護者を対象にしたアンケート調査で、より具体的な調査項目に保護者の食べない要因というのを追加して、要因分析を実施したいというふうに思っております。

あと、ほかの市町村や他県の事例とかだと、例えばボランティアの方の協力で朝ご飯を用意したりということもやられているというのは理解しているんですけども、ただ、食べない人に提供しても、基本的な生活習慣の改善に結びつくのかということもありますし、やはり食物の提供になりますと、衛生管理とかアレルギーの面等もいろいろあろうかと思います。ですので、それはそれで一つの施策として有効であれば検討はしたいと思うんですが、まずは、私どもとしては基本的な生活習慣という観点から、朝食を食べない要因ということを分析をして、そして真摯に取り組んでいきたいというふうに考えているところです。以上です。

(梨本委員)

ありがとうございました。保護者が朝食を食べないのはどういう理由なのかと。忙しいからとか、あるいは私なんかもそうなんですが、食べないほうがむしろ健康にいいとかというふうなこと、いろいろ多分保護者の事情があるんだと思いますけれども、ただ、それが子どものほうにどうつながるのかとかいうか、そのアンケートの分析を待って、また取り組みを考えるということですね。わかりました。ありがとうございます。

もう一つ別の質問に移りますけれども、問3で、私のほうからスマートフォンの長時間利用について、前年度より状況が悪化しているけれども、対応方針の説明のところは、そんなに大きく変わっていないんじゃないかということで、スマートフォンの長時間利用を何か改善す

るということについての見通しをということで書かせていただきました。成果の上がっている事例を具体的にそこをまず教えていただきたいのが一つと。

もう一つは、そもそもスマートフォンをたくさん使うということは、大人にしても、ある意味ではもう自然のようになりがちで、小学生にももうスマホを使う児童が増えてきているんだから、そういう意味では、この数値は上がって当然という見方もできるかもしれない。あるいはそれを減らすべきなのかどうかもわからなくて、むしろスマートフォンで、学校の勉強ではないかもしれないけれども、世の中のことやいろいろな勉強をして自分の世界を広げて、それが子どもの成長につながるじゃないかということだって可能性としてはあり得ないかなというふうに思っております。ですから、ただ単に時間が長かった、短かった、長いとだめということとも限らないわけですよ。ですから、このあたりを県として何が課題なのかということ、どう捉えているかというようなことをもう一回確認したいと思えますし、それに対してどういう取り組みを打っていかせているのかをあわせてお願いしたいと思います。

(教育企画室)

委員のおっしゃるとおり、やはりスマートフォンの利用は当たり前前の時代になってきて、正直、ゼロにするというのはまず非現実的なお話です。ただ、あくまで適正な利用というのは必要なことで、これがスマートフォンはもう当たり前だから無制限に使っていいということではなくて、やはりスマートフォンを適正に利用して、早寝早起き等の基本的生活習慣に結びついて、それが朝食をとるとか、そういうところに繋がっていきます。朝食の欠食もスマートフォンの適正利用も、基本的生活習慣という観点からすればほぼ同じことなのかなと思っております。ですから、3時間というのは数値目標としていいかどうかというのもまた議論もあるかもしれないですけども、今のところは3時間というふうに区切って、まずはそれを改善目標にして地道に取り組んでいるというのが今の状況です。

あと、成果ということなんですけれども、市町村別のデータを見ると、3.4%の目標値を達成している市町村が6町で、0%、3時間を超える使用をしていない市町村も3町あるというのが事実でして、その原因も、やはり市町村の取り組みが成果に上がっているというのは間違いないことです。具体的に言うと、女川町で「うみねこルール」というのを平成29年12月から開始しております。これは何かというと、先生とか上からの命令じゃなくて、生徒みずからが児童会で話し合っ、スマートフォンを目標2時間以内とか金曜日は使用しないとかと、生徒みんな話し合っ、取り組んだ結果、3時間以上というのが0%、いなくなって、あとは29年のルール設定前は2時間以上という人も18.2%あったのが、平成30年だとそれが3%ということで、15ポイントも下がっていると。

あと、少し話が長くなりますが、女川町の独自の調査ですと、うみねこルールの後に、独自の学力テストをしているらしいんですけども、点数が全国平均を上回るぐらい改善しているということで、私たちも4月に毎年やっている全国学力・学習状況調査の調査結果が今度は7月に結果が出ますので、県でも効果検証をやらせていただいて、スマートフォン適正利用は

学力の向上にもしかして相関関係があるということであれば、これはすばらしい事例としてほかの市町村にもどんどん広めていきたいと思っております。実際に、同じことを繰り返しますけれども、目標値を下回っている市町村は幾つかあって、それは何らかの取り組みが効果をなしているというのは間違いないと思いますので、そのあたり、もう少し検証して広めていきたいというふうに考えています。以上です。

(梨本委員)

ありがとうございました。限られた記載スペースで、しかも県の中でも市町村ごと、地域ごとにいろいろな違いもある中でそれをどうまとめるか、説明するかというふうなことの問題だと思っているんですけども、ただ、これだけ見ると、数字がこんなに深刻な状況だと。スマートフォンの適切な使用とかと書いてあるんですけども、これだけ見ると、時間をとにかく減らせばいいんだと捉えているような感じにも見られて、今お話しいただいたようなこと、要するに何が課題なのかというふうなことをもうちょっときちんと背景を説明したり、あるいはそれに対する具体的な取り組みも、地域によってこういういい事例もあるから、それを広めていくことで、それが学力の問題にも繋がっていく見通しだとか、そのあたりのことをもう少し丁寧に書いていただけると、この辺がすっきりと理解できるところなのかなというふうなことなので、次に向けてまとめてお願いしておきたいと思っております。ありがとうございました。

(佐々木分科会長)

私からも同じ中身なんですけれども、5つ目の質問で、全国の情勢を踏まえてお考えをお聞かせくださいということで書かせていただきました。長時間化の要因ということで挙げていただいているんですけども、それに対してどう県として取り組んでいく、どういう方向性を持っておられるのかという質問でした。今の梨本先生のお話とかぶるのですけれども、対応方針のところに、スマートフォンは「問題点や危険性の注意喚起」ということがいつも書かれていて、それはそれで本当に必要なことだと思うんですけども、ただ、やっぱり今の女川町のことは本当にすばらしいですね。そういう好事例を発信していくほうがきっと、「だめだよ」と言われるよりも「こういうやり方をするといいよ」というほうが、この施策だけではないですけども、とてもいいのではないかなと。ぜひここ、対応方針の中に具体的に載せていただくと県民の方にも非常にわかりやすいと思いますので、よろしく願います。

では、以上で質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。